

## 埼玉県消防広域化推進委員会設置要綱

平成19年 5月11日 消第 284号  
危機管理防災部長決裁

(一部改正)

平成19年10月19日 消第1190号  
危機管理防災部長決裁

平成20年 4月 1日 消第 465号  
消防防災課長決裁

平成25年 3月26日 消第1919号  
危機管理防災部長決裁

平成30年 3月23日 消第2066号  
危機管理防災部長決裁

(設置)

第1条 消防組織法第33条に基づく埼玉県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定・改定するに当たり、学識経験者、消防機関や市町村の代表などの関係者のコンセンサスの形成を図るための協議機関として、埼玉県消防広域化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 推進計画の策定・改定に関する事項
- (2) その他埼玉県における自主的な市町村の消防の広域化に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、市町村の代表、消防機関の代表(常備消防・消防団)等のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の指定する者がその職務

を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開にすることにより、公正かつ円滑な議事の運営に著しく支障が生じると認められる場合には、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局を埼玉県危機管理防災部消防防災課に置く。

(要綱に定めのない事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。